

関電核のごみ

持ち込みNO!!

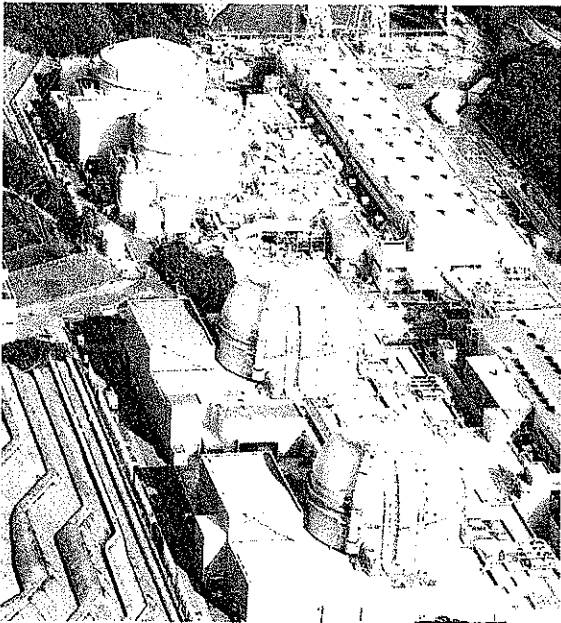
土地活用各地自治体警戒

和歌山県白浜町で昨年末、核のごみの持ち込みを禁じる条例が施行された。かつて原発立地計画があった同町には、関西電力の取得地が残るといふ。その関電は、福井県の原発で出た使用済み核燃料を県外で中間貯蔵する計画を持ち、今年中に候補地を示す方針のため、町は関電の土地活用を規制する制度をつくったのだ。ただ、中間貯蔵施設の問題は白浜町に限った話ではない。他からも警戒の声は上がっている。

(柳原崇仁)

条例の名称は「安心・安全を建設すること」を挙げ全なまちづくり推進条例」。た。昨年十二月の町議会で町内には世界遺産「熊野参詣道大辺路」などがあり、これらを守り続ける必要があると記した上、「まちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項を認めない」と規定。具体例として「使用済み核燃料などの持ち込み、貯蔵または処分する施

中間貯蔵施設を計画する関西電力の大飯原発＝おおい町で



和歌山・白浜町 条例で規制

あるとして、かねて同社は中間貯蔵施設に搬出する考えを示してきた。

二〇一七年十一月には、大飯原発3、4号機(おおい町)の再稼働を前に、一八年中に福井県外で候補地を示すことを県側に伝えた。当時の西川一誠知事が再稼働を認める条件として、中間貯蔵施設の計画を具体化するよう求めていたからだ。しかし話は進まず、一八年末に二〇〇年を念頭に候補地を示すよう努力する」と謝罪した。

一連の動きに危機感を抱いたのが白浜町民らだった。町などによると、合併前の旧日置川町時代の一九七六年に原発立地計画が

持ち上がり、関電が同町内の山林を取得した。八八年の日置川町長選で原発反対の候補が勝ち、立地計画は下火になったが、関電の取得地は残ってきたという。

この土地に中間貯蔵施設ができないよう、二〇一八年夏には地元有志の「核のゴミはいらん白浜の会・日置川の会」ができ、条例制定を町に働きかけた。冷水喜久夫事務局長は「条例ができたのは良かった」とする一方、「関電の土地がある以上、地元の間は安心できない」と話す。

関電広報室に旧日置川町の取得地について取材を申し込んだが、「個別の土地に関する事項については業務執行上、支障となる恐れがあるため、回答を控える」とコメントするにとどまった。

中間貯蔵施設の計画に神経をこがらせるのは、白浜町民だけではない。関電の原発を監視する市民団体「美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会」(大阪市)の小山英之代表は「関電が持つ広い土地は他にもある。和歌山県や京都府には火力発電所の跡地などがあるし、過去に原発立地が計画された地域にもそつした場所があるかもしれない」と語る。

関西で話が完結するとも限らない。一八年一月には、青森県むつ市へ搬入する案が報じられたからだ。具体的には、東京電力と日本原子力発電が建設した中間貯蔵施設に持ち込む案だったが、市側が反発し、具体化はしなかった。

特報

「対関電」のみならず、核のごみに強い抵抗感を抱き、「受け入れNO」を鮮明にする自治体は少なくない。白浜町によると、今回制定した分と同趣旨の条例があるのは二十二自治体に上る。小山代表は「原発を動かせばごみは増える。だから原発を止めることが先決」と述べ、引き受け手のないごみをこれ以上つくり出さないよう求めた。